

工事請負契約変更状況(4月分)

令和7年5月12日

工事NO.	担当課	件 名	当 初 契 約			変 更 契 約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
506079	水道建設課	下太田下川原地内配水管布設工事	3,850,000	3,923,700	3,163,000	3,932,500	82,500	2.1%	(9)	1	R7.4.25	(有) 中野設備工業所
506078	水道建設課	下太田田中外地内配水管布設工事	29,172,000	33,961,400	26,354,796	29,860,600	688,600	2.4%	(9)	1	R7.4.24	(株) 小林水道土木工業所
106078	道路建設課	市道滝村線待避所設置工事	16,315,200	16,872,900	12,960,708	17,915,700	1,600,500	9.8%	(4)	3	R7.4.22	(株) アペイロン
106050	建築住宅課	市営青山西アパート1号館外壁屋根・外断熱等改修工事	151,470,000	163,790,000	136,033,000	158,610,100	7,140,100	4.7%	(4)	1	R7.4.23	(株) 昭和建設

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。